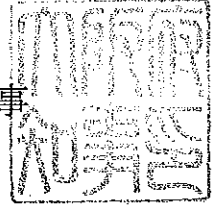


市 第 2 7 1 9 号
令和2年10月30日

交野市長 様

大阪府知事



起債協議について (回答)

令和2年7月10日付け交企財第62号、交企財第63号及び交都
下第69号で協議のあった令和2年度起債について、同意します。

R2 - 次協議分



交企財第62号

令和2年7月10日

大阪府知事様

交野市長 黒田 実

起債協議について

令和2年度において、別紙のとおり起債したいので協議します。

【対象事業債】公共事業等債

社会福祉施設整備事業債

一般廃棄物処理事業債

一般補助施設整備等事業債

一般事業債

地域活性化事業債

緊急防災・減災事業債

地方道路等整備事業債

公共施設等適正管理推進事業

1次起債

【同意希望日】令和2年10月30日

協 議
起 債 変 更 協 議 書

地方公共団体名 交野市

地方事業区分	起債の目的(事業名)	起債対象業務費	左の財源内訳			充当率(%)	起債額の協議	償起の方法	借入条件				資金区分			備考		
			国支	他特定財源	地方債				一般財源	借入先	年利率(%)	償還年限	左のうち据置期間	財政融資金	地方公債		市場公募	銀行等
公共施設等適正管理推進事業	同左(長寿化事業(共用建築物))	132.1			111.8	20.3	111.8	証券借入及び証券発行	5.0%以内	20	3				111.8	R2.3.27議決		
						0.0		5.0%以内										
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
						0.0												
合 計		132.1	0.0	0.0	111.8	20.3	111.8						0.0	0.0	0.0	111.8		

(単位:百万円)

- 協議の内容に於て、業種の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別件とする。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同法第5条の3第10項に規定する意味をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(公募、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとす。旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄において、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とする。
- 年利率の欄には、地方債を起し、又は起そうとして、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際(償還)に定める利率について、上限利率を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定内容を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を適用している場合は、利率の下に()で「利率見直し」と記載すること。
- 当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別紙として添付すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既出意債の同業書及び起債協議書の写し、既出出債の起債届出書の写し又は既出可償の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 借換後の協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に前票に記載すること。

協 議
起 債 変 更 協 議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方事業区 画分	起債の 目的(事業名)	起債対象 業務費	左の財源内訳			充当率 (%)	起債額	償起 の方法	借入条件				資金区分				備考	
			国 支	庫 出 金	他 特定財源				地 方 債	一般財源	借入 先	年 利 率 (%)	償還年 限	左の うち 据置 期間	財政 融資	地方 公共 債		市場 公募
公共事業等	同左	739.3	370.6	331.6	37.1	89.9	331.6	証書借入	財政融資	5.0%以内	20	3	331.6					令和2年12月27日議決 議案第14号 うち附録147.2百万円
					0.0	#DIV/0!	11.2											
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
					0.0	#DIV/0!												
合 計		739.3	370.6	331.6	37.1		331.6						331.6	0.0	0.0		0.0	

備考

- 協議の内容に対し、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別紙とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同業等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、年限の下に()で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 償還年限の欄において、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記入すること。
- 年利利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を要しようにする際について、上限利率を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合は、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合は、備考の欄に借換え予定を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()で「利率見直し」と記載すること。
- 当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合は、別紙として添付すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既出債の同業等及び起債協議書の写し、既出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る効力等を含む今回の変更後の数値の上欄に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

市第4349号
令和3年3月31日

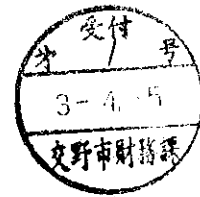
交野市長 様

大阪府知事



起債協議について (回答)

令和3年2月10日付け交企財第196号、交企財第205号及び交企財第206号で協議のあった令和2年度起債について、同意します。



R2 二次協議分

交企財第205号

令和3年2月10日

大阪府知事様

交野市長 黒田 実

起債協議について

令和2年度において、別紙のとおり起債したいので協議します。

【対象事業債】公共事業等債

一般事業債

公共施設等適正管理推進事業

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

地方道路等整備事業債

学校教育施設整備事業債

臨時財政対策債

2次起債

【同意希望日】令和3年3月31日

協議

起債

変更協議

地方公共団体名

交野市

(単位:百万円)

地方事業区	計画区分	起債の目的(事業名)	起債対象(事業費)	左の財源内訳			充当率(%)	起債額の協議	起債の方法	借入条件				資金区分			備考
				国支	特定財源	その他				地方債	一般財源	借入先	年利率(%)	償還年限	左のうちの償還期間	財政融資資金	
地方道路等整備事業	同左		166.0		149.4	16.6	90.0	149.4	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20	3			149.4	R2.3.27議決
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
							#DIV/0!										
合	計		166.0	0.0	149.4	16.6		149.4						0.0	0.0	149.4	

備考

- 協議の内容に並び、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別紙とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同業等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(簿簿、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行面格が額面金額を下回るときは、その発行面格差額を埋め合わせるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする。」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄において、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうちの償還期間の欄は空欄とすること。
- 年利率の欄には、地方債を起債し、又は起債し、若しくは起債した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際、上取利率を記載すること。
- 令第16条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合は、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 令第16条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合は、備考の欄に借換え予定を記載すること。
- 令第16条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の欄については、利率の下に()で「利率見直し」と記載すること。
- 当該協議に係る地方債の予算編成日等その他の参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別紙として添付すること。
- 借換を目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換債に係る既出債の同業等基準及び起債協議書の写し、既出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

市 第 4 0 6 2 号
令和4年3月31日

交野市長 様

大阪府知事



令和3年度の起債に対する同意に係る協議について (回答)

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第1項の規定に基づき協議のあった以下の件については、同意します。

- ・ 令和4年2月9日付け交野企財第178号（2次協議分）
- ・ 令和4年2月9日付け交企財第157号（補正予算（第1号）分）

R3 一次協議分

交野企財第178号

令和4年2月9日

大阪府知事様

交野市長 黒田 実

起債協議について

令和3年度において、別紙のとおり起債したいので協議します。

【対象事業債】一般事業債

学校教育施設整備事業債

公共事業等債

公共施設等適正管理推進事業債

社会福祉施設整備事業債

地方道路等整備事業債

臨時財政対策債

2次起債

【同意希望日】令和4年3月31日

起債

協議
変更協議

書

地方公共団体名 大阪府交野市

(単位:百万円)

地方債計 事業区	起債の 目的(事業名)	起債対象 事業費	左の財源内訳			充当率 (%)	起債 協議額	償 起 の 方 法	借入条件				資金区			備 考
			国 支	庫 出 金	他 の 財 源				地方債	一般財源	借入先	年 利 率 (%)	償還年限	左のうちに 据置期間	財政融資 資金	
一般事業	同左 (消防・防災施設 (消防庁舎以外))	34.5		27.8	6.7	80.6	27.8	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	5年	1年			27.8	R3当初予算 R3.3.26議決済
一般事業	同左 (河川等事業)	26.6		7.5	2.1	89.0	17.0	証書借入	機構	5.0%以内	20年	3年	17.0			①R3当初予算 R3.3.26議決済 ②補正4号 R3.6.29議決済 ③補正5号 R3.10.1議決済
一般事業	同左 (その他)	479.8		30.0	112.7	74.9	337.1	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			337.1	①R3当初予算 R3.3.26議決済 ②補正4号 R3.6.29議決済
					0.0	#DIV/0!		法								
					0.0	#DIV/0!										
					0.0	#DIV/0!										
					0.0	#DIV/0!										
					0.0	#DIV/0!										
					0.0	#DIV/0!										
合 計		540.9	0.0	37.5	381.9	121.5	381.9						0.0	17.0	0.0	364.9

備考

- 協議の内容に於て、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に示す場合は、起債協議と起債変更協議を別棟とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証券発行(事業、売出、交付)の別を記載すること。
- 起債の方法の欄には、「証券発行の場合においては、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする。」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄には、満期一括償還方式をとるものについては、年賦の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち償還期間の欄は空白とすること。
- 年利利率の欄には、地方債を記し、又は記さざるとし、若しくは起債した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、左のうちに償還期間の欄は空白とすること。
- 年利利率の欄には、地方債において、利率重直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 年利利率の欄に2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ償還を予定している場合には、備考の欄に償還予定を記載すること。
- 年利利率の欄に2で定める公的資金において、利率重直し方式を選択している場合は、年利利率の欄については、利率の下に()書で「利率重直し」と記載すること。
- 当該協議に係る地方債の予算繰戻日等その他の参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別棟として添付すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の写し、既出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債届出書の写しを添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更協議の欄に記入することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。